

## 小型特殊自動車の申告はお済みですか

4月1日時点で所有している小型特殊自動車には、軽自動車税（種別割）が課税されます。これらの車両を取得または廃車したときは、浦臼町役場税務係に軽自動車税の申告が必要です。

今一度、6月10日発行の納税通知書により、全ての車両が正確に登録されているかをご確認いただき、該当する車両を登録せずにお持ちの場合や、既に廃車した車両が残っている場合は、税務係までご相談ください。

### 小型特殊自動車の例

区分	農耕用の小型特殊自動車	その他の小型特殊自動車
車両	トラクター、コンバイン、 田植機、薬剤散布車 など	フォークリフト、ショベルローダ、 タイヤローラ など
規格	大きさ制限なし 最高速度 時速35km未満	長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下 最高速度 時速15km以下
税額	2,000円	5,800円

#### ○小型特殊自動車の登録

車両の登録をした場合には、15日以内に申請をし、交付されるナンバープレート（課税標識）を車両に取り付けて頂きますようお願いいたします。

#### ○小型特殊自動車の廃車

車両を廃車した場合には、登録時に交付されたナンバープレートをご持参の上、30日以内に廃車申請をしてください。

廃車申請をしない限り軽自動車税はかかり続けます。また、廃車の手続きをせずに他人に譲った場合、譲り受けた人が登録をしないと、元の所有者に軽自動車税が課税されてしまいます。小型特殊自動車を譲渡するときは事前に「廃車」の手続きをお願いいたします。

#### ○小型特殊自動車の入れ替え

小型特殊自動車は、車両1台ごとに固有の番号（車台番号）によって管理しています。同じ種類の車両（トラクター、コンバインなど）を入れ替えた場合であっても、旧車両の廃車と新車両の登録が必要ですのでご注意ください。

#### ○手続きを怠った場合

所有者または売主が正当な理由がなくて申告しなかった場合は、10万円以下の過料が科される場合があります。

【お問い合わせ】 ぐらし応援課税務係（68-2112）

### ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%  
（固定金利・保証料含む）（平成27年4月1日現在）

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。  
※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。  
※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。  
※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの借換もOK

ふれあいを大切にする  
**北門信用金庫**

<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011

広  
告

ゴミは、分別して出しましょう!!

## 登記・相続に関するQ & A

Q 土地の境界がはっきりしない。どうしたらいいの？

A お隣との土地の境目は通常「境界」といわれており、その目印として「境界標」が設置されています。皆さんの大切な財産である土地の境界がはっきりしないということは、この不動産を使用（占有）できる範囲や処分ができる範囲が分からないので、悩みの種となってしまいますね。

法務局が管理・保管している地図や地積測量図などの資料や役所等が持っている地図・図面等、そして土地家屋調査士が調査した測量成果などの資料に基づいて、皆さんに代わって境界線、境界杭を調べる国家資格者が土地家屋調査士です。

皆さんから土地の履歴や情報を頂くと共に、実際に測量作業や杭の調査をし、お隣の所有者さんにも事情を伺い総合的に分析して、正しい境界線、境界点を導き出します。

境界についてお隣と意見が違っている場合は、日常生活にも支障をきたす場合がありますので、札幌土地家屋調査士会では「境界問題解決センター」を設置しておりますし、法務局にも「筆界特定制度」があります。お気軽にご相談してください。

■お問合せ先 札幌法務局滝川支局 0125-23-2330  
(ホームページ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>  
札幌土地家屋調査士会 011-271-4593  
(ホームページ) <http://www.saccho.com/>

## 消費者トラブルに関してのご相談は 滝川地方消費者センター又は浦臼町役場商工観光係へ

### ●滝川地方消費者センター

住 所：滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所3階 暮らし支援課

電話番号：0125-23-4778

受付時間：月曜日～金曜日の9：00～16：00 受付となっております（祝日・年末年始は除く）

### ●浦臼町役場 商工観光係

電話番号：0125-68-2114

受付時間：月曜日～金曜日の8：30～17：15（祝日・年末年始は除く）

消費者ホットライン 全国共通電話番号 **188**

地方公共団体が設置している身近な消費者センターや消費生活相談窓口をご案内してくれます。

### ●消費者トラブル（例）

- ・架空請求—実在する債権回収会社の名前が書いてある請求ハガキが届いた。  
→名前を騙って電話をかけさせる手口の可能性があるため、不審に思った場合は相談してください。
  - ・ネット通販—回数縛りのない定期コースだったので商品を初回購入した後、解約しようと電話をしたが解約できないと言われた。  
→未成年やネットに不慣れの方は注意してください。解約ができない、お金が支払えないなど困ったときは相談してください。
  - ・訪問販売—訪問してきた営業員から定期購入の勧誘を受け、断り切れずに契約してしまったが解約したい。  
→契約解除ができない場合や、どうしたら良いか分からない場合は相談してください。
- 他にも様々な消費者被害があります。困ったときは一人で悩まず早めに相談してください。

専門家に相談してみませんか？

## 無料法律相談会

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一による無料法律相談会が下記の日程で開催されます。

日 時 10月13日（火）10：00～12：00

場 所 浦臼町商工会館

相談時間 お一人につき30分

相談内容 相続、遺言、登記（法人・不動産）、債務整理、民事裁判、成年後見等

詳細は 浦臼町商工会へ

☎0125-67-3331

あなたの  
悩みに

すべての相談の相談料が  
**無料**になりました。

コタエを  
出します

相談予約  
ダイヤル

**0125-22-8373**

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！